

# 「広報あきる野」及び「あきる野市ホームページ」広告掲載に関する仕様書

## 1 仕様概要

広告代理店は、以下の仕様に伴い「広報あきる野」及び「あきる野市ホームページ」（以下「市ホームページ」）の広告を募集・作成等を行うこと。

## 2 業務基準

仕様書、契約書に定めるもののほか、「あきる野市広告掲載取扱要綱」、「広報あきる野広告掲載取扱基準」及び「あきる野市ホームページ広告掲載取扱基準」に基づいて行う。これらに定めのない事項等疑義が生じた場合は、市と協議の上、市の指示によりこれを行う。

## 3 広報あきる野広告掲載の仕様について

- (1) 広告の大きさは1段通し（およそ縦4.9センチメートル、横24センチメートル。以下「1号広告」という。）、1号広告の3分の2（およそ縦4.9センチメートル、横15.9センチメートル。以下「2号広告」という。）及び1号広告の3分の1（およそ縦4.9センチメートル、横7.7センチメートル。以下「3号広告」という。）とする。
- (2) 令和8年4月15日号、令和8年5月1日号及び令和8年5月15日号（以下「リニューアル前」という。）の広告の掲載面は、最終面及び最終面前2ページの最下段とし、中面広告は2色刷り、最終面は4色刷りとする。2色刷りは、1日発行号がマゼンダとブラック、15日発行号はシアンとブラックとする。また、令和8年6月号以降（毎月1日発行。以下「リニューアル後」という。）の広告の掲載面は、最終面の最下段及び上1段とし、最終面前3ページは最下段とし、全広告4色刷りとする。
- (3) デザイン・色彩等は、障がい者の利用に配慮し、市のイメージを損なわないものとする。  
※広報紙面全体の雰囲気や、他の広告と比較して著しくバランスを欠く表現になっている場合には、是正を求めることがある。

## 4 市ホームページ広告掲載の仕様について

- (1) 広告枠：計10枠（トップページ下部に10枠表示）
- (2) 広告の規格
  - ア 大きさ：左右150ピクセル × 天地50ピクセル
  - イ 情報形式：GIF形式（アニメーションを除く）
  - ウ 情報量：1バナーにつき10KB以内
  - エ 表示形式：静止画（点滅を除く）
  - オ 内容：利用者が、市ホームページの内容の一部であるかのように誤認する恐れのないもの
  - カ デザイン・色彩等：障がい者の利用に配慮し、市のイメージを損なわないもの  
※市ホームページ全体の雰囲気や、他の広告と比較して著しくバランスを欠く表現になっている場合には、是正を求めることがある。

## 5 一括販売広告枠について

### (1) 広報あきる野 年間192枠分(3号広告換算)

#### ア リニューアル前

最終面 3枠×3回分=9枠

中面 6枠×3回分=18枠

#### イ リニューアル後

最終面 6枠×11回分=66枠

中面 9枠×11回分=99枠

## 6 広告掲載期間

### (1) 広報あきる野 令和8年4月15日号から令和9年4月号まで

### (2) 市ホームページ 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

※市ホームページのバナー広告1件の掲載期間は、原則1か月単位とし、最大12か月とする。

## 7 広告原稿の納品

広告原稿については、内容等に関する市の承認を受け、完全版下(データ)で市に納品する。

### (1) 「広報あきる野」広告掲載にあたっては、掲載の3週間前までに広告代理店は「広報あきる野広告掲載申込書」を提出し、市の承認を得ること。

### (2) 「市ホームページ」広告掲載にあたっては、掲載の2週間前までに広告代理店は「あきる野市ホームページ広告掲載申込書」を提出し、市の承認を得ること。

### (3) やむを得ない事情により、上記期限を過ぎる場合は、事前に市と協議を行うこと。

## 8 追加広告について

一括貸付枠を超えた広告の掲載を希望する場合は、追加で広告掲載の申込みをすることができる。落札金額を基に割り出される1枠1回分の単価に基づく金額を市に納付する。

## 9 広報あきる野掲載広告の市内事業者枠について

市内における産業の発展を推進するため、各号に掲載する市内事業者の広告枠を、リニューアル前は、原則9枠中6枠以上とし、リニューアル後は、原則15枠中10枠以上とする(3号広告で換算)。

## 10 広告と記事の区別表記について

広告掲載スペース下の余白部分には、広告であることを示す文章を添えることとする。

## 11 その他

### (1) 広告掲載内容については、広告事業者の責任とし、市は責任を負わない。

### (2) 「広報あきる野」の広告枠については、掲載位置を指定した申込みを受け付ける。

## 1.2 ディーゼル車規制適合車配送

本契約の履行に当たって自動車を使用し、又は使用させる場合は、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成12年東京都条例第215号）ほか、各県条例に規定するディーゼル車規制に適合する自動車とすること。

なお、適合の確認のために、当該自動車の自動車検査証（車検証）、粒子状物質減少装置証明書等の提示又は写しの提出を求められた場合には、速やかに提示又は提出すること。

## 1.3 環境活動への協力

本市では、「あきる野市地球温暖化対策実行計画」により、環境に配慮した活動を行っているので、環境に係る市の活動に協力すること。